平成２４年（フ）第３８号
滋賀県長浜市平方町585番地　湖水荘１Ｆ―８号室
債務者　木下　孝次
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第８７８号
さいたま市北区別所町70番地６　ホワイトハイツＢ―102
債務者　小島　朝美
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９８７号
埼玉県和光市白子１丁目３番９―213号　ヴィヴレ和光
債務者　酒井基世乃（旧姓関）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４１号
埼玉県蓮田市馬込６丁目28番地　蓮田ビューパレーＡ―427号
債務者　小野　友子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４５号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目４番23―403号　センチュリー北鴻巣
債務者　安保真理子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
岩手県花巻市本館２丁目２番地５　モトサトタウン１号、前住所岩手県花巻市二枚橋町大通り２丁目17番地
債務者　大久保達雄
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第７５号
岩手県北上市川岸４丁目10番21号　八重樫住宅２号棟、前住所青森市矢作３丁目10番３号
債務者　上野　敏夫
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第７６号
岩手県北上市川岸４丁目10番21号　八重樫住宅２号棟、前住所青森市矢作３丁目10番３号
債務者　上野かつえ
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第８２号
岩手県北上市上江釣子１地割241番地３　市営荒屋住宅１号棟205号、旧住所岩手県北上市上野町２丁目４番38号　菅野荘２号
債務者　石沢真由美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第８４号
岩手県北上市村崎野11地割60番地１　ハーモニーＢ203、前住所岩手県北上市村崎野15地割292番地６
債務者　菊地　春美（旧姓八重樫）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第９３９号
さいたま市南区辻３丁目３番２号　Ａ―511、破産申立時の住所さいたま市桜区田島５丁目20番11号　メゾン・ド・ベルソー102
債務者　鈴木　　茜
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３０号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区10棟204号
債務者　田上　春美
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４３号
さいたま市南区別所３丁目18番17号　ハイム斉藤３号室、旧住所さいたま市南区内谷６丁目２番１―206号
債務者　柳橋百合子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９１号
埼玉県志木市上宗岡５丁目21番26号
債務者　砂川かん奈
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９８号
埼玉県和光市白子１丁目５番18号　メゾンブランＣ101
債務者　大久保旭二
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０８号
さいたま市北区宮原町４丁目55番地23　斉藤ビル302号室
債務者　中村　聡美
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係